

# 暮らしの情報箱

- はがきなどで申し込む場合の記入例
- ① 催しなどの名称
  - ② 〒住所
  - ③ 氏名(ふりがな)
  - ④ 年齢(学年)
  - ⑤ 電話番号
  - ⑥ その他必要事項
- ※費用が記入されていない催しなどは原則無料です

## 福祉

### 今年度のシルバーパス更新は郵送による手続きです

有効期限が9月30日までの東京都シルバーパスをお持ちの方へ、8月中旬に更新書類を郵送します。今年度の更新は郵送手続きで行います。更新希望の方は忘れずにご確認ください。

※会場での手続きは行いません

☎(一社)東京バス協会 ☎5308-6950

### 安心の見守りサービス

**1 ほぼえみ訪問事業**  
登録制の無料見守り訪問サービスです。ボランティアが月に2回程度訪問し、玄関先でのあいさつや会話を通して安心な生活をサポートします。

**2 緊急通報サービス紹介事業**  
急病のとき、緊急連絡先への通報や警備員の駆け付けなどを行う業者を紹介します。健康・医療相談もお受けします。

◇1・2ともに◇  
☑区内在住の65歳以上の方か心身に障がいのある方  
☎問合せ先へ電話  
☎おおた地域共生ボランティアセンター ☎5703-8230 ☎3736-5590

### 特別養護老人ホーム入所優先度評価の有効期間が満了する方へ

優先度評価で二次に進んだ方の有効期間は1年です。満了後も入所を希望される方は再度お申し込みが必要です。

☑令和元年9月に優先度評価を受けた方  
※区内在住で要介護3～5の認定を受け、初めて入所申し込みをする方、申し込み済みで要介護度や介護者の状況などに変更があった方、特例入所の要件に該当する要介護1・2の方も対象

☎8月31日までに所定の申込書(申込先で配布。区HPからも出力可)を地域包括支援センター、地域福祉課、問合せ先へ持参 ※申込書の「介護支援専門員の意見書」欄はケアマネジャーなどに記入を依頼してください

☎介護保険課介護保険担当 ☎5744-1258 ☎5744-1551

### 重度の障がいのある方の手当

所得制限有り。施設入所・長期入院の方は対象外です。詳細はお問い合わせください。 ※受給中の方には、現況調査のための通知を8月上旬に郵送します

◆特別障害者手当  
☑日常生活に常時特別な介護を必要とし、身体障害者手帳1・2級と愛の手帳1・2度の障がい重複するか、これらと同程度の障がいや疾病のある20歳以上の方  
●手当額(月額) 27,350円

◆障害児福祉手当  
☑日常生活に常時介護を必要とし、身体障害者手帳1・2級か愛の手帳1・2度に該当するか、これらと同程度の障がいや疾病のある19歳以下の方  
●手当額(月額) 14,880円

◆東京都重度心身障害者手当  
☑次のいずれかに該当する64歳以下の方  
①重度の知的障がい、特に著しい問題

行動などのため、常時嚴重な注意や特別な介護を必要とする②重度の知的障がいと重度の身体障がい重複している③重度の肢体不自由のため両上肢・下肢の機能が失われ、介助がなければ座ることができない

●手当額(月額) 60,000円  
☎障害福祉課障害者支援担当 ☎5744-1251 ☎5744-1555  
☎地域福祉課障害者地域支援担当

	身体	知的
大森	☎5764-0657	☎5764-0710
	☎5764-0659	
調布	☎3726-2181	☎3726-6032
	☎3726-5070	
蒲田	☎5713-1504	☎5713-1507
	☎5713-1509	
梶谷・羽田	☎3743-4281	☎3741-6526
	☎6423-8838	

## こども

### 「子育て講座」の動画を公開しています

しつけや育児、発達などをテーマに、子育て講座の動画を公開しています。子育ての参考にぜひご覧ください。

☎子育て支援課子育て支援担当 ☎5744-1273 ☎5744-1525

### 子ども家庭在宅サービス

保護者の傷病、育児不安、出産などで一時的にお子さんの面倒を見ることができないときに、お預かりします。ご利用の方は事前にお問い合わせください。

☑区内在住の2～15歳(中学生)のお子さん

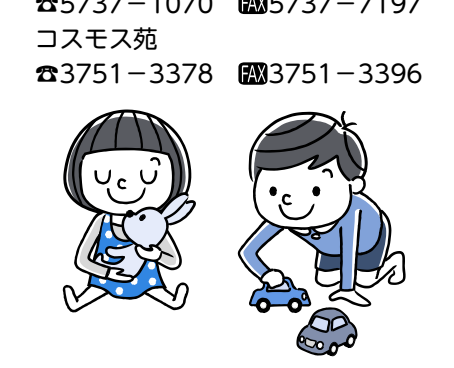
●宿泊型一時保育=1か月に7日(保護者の入院の場合は14日)まで、1泊2日6,800円(以後1日につき3,400円加算)

●夜間一時保育=1回1か月まで、午後5時～10時、日額1,400円

●休日一時保育=1日(連続する休日の場合はその期間)、午前8時～午後5時、日額2,000円

☎利用希望月の3か月前の1日から利用日の3日前までに問合せ先へ電話

☎ひまわり苑 ☎5737-1070 ☎5737-7197  
☎コスモス苑 ☎3751-3378 ☎3751-3396



## 税

### 個人事業税の納期限(第1期)は8月31日です

納税通知書に記載の金融機関、コンビニエンスストアなどで納めてください。省エネ設備の取得に係る減免の申請も受け付けています。

☎品川都税事務所 ☎3774-6666

## 傍聴

**障がい者施策推進会議**

☎9月1日(水)午後1時30分～2時45分  
☎区役所本庁舎2階  
☎先着5名  
☎当日会場へ(手話通訳希望は8月18日までに問合せ先へ電話かFAX)  
☎障害福祉課障害者支援担当 ☎5744-1700 ☎5744-1592

## 相談

### 老いじたく相談会 ~人生100年!自分らしく明るく暮らしていくために~

遺言・相続・不動産など、将来への不安や疑問に、司法書士などの専門家が応える無料の相談会です。

☎8月24日、9月14日、10月19日(月)午前9時30分～午後0時30分 ※1人50分まで  
☎区役所本庁舎2階  
☎先着各6名  
☎おおた成年後見センターへ電話 ☎3736-2022 ☎3736-5590

### 成年後見相談会

☑成年後見制度の利用を考えている方や遺言相続・多重債務などでお悩みの方  
☎9月5日(土)午前10時～午後4時 ※相談時間は1人1時間30分まで  
☎区役所本庁舎2階  
☎先着24名  
☎問合せ先へ電話  
☎おおた成年後見センター ☎3736-2022 ☎3736-5590

### リフォーム工事の相談を地元の建築職人がお受けします

☑区内在住の方  
☎第2・4火曜、午後1時30分～4時30分  
☎区役所本庁舎1階 ☎当日会場へ  
☎産業振興課産業振興担当 ☎5744-1363 ☎5744-1528

### 内職相談

☑区内在住の方  
☎平日午前9時～午後5時 ※正午～午後1時を除く  
☎問合せ先へ電話。問合せ先HPからも申し込み可  
☎(公財)大田区産業振興協会 ☎3733-6109 ☎3733-6496

## 募集

### 絆サポーター

日常生活の家事支援、ちょっとしたお困りごとの支援など在宅訪問によるサポート事業に協力して下さる方を募集します。詳細はお問い合わせください。

☎おおた地域共生ボランティアセンター ☎5703-8230 ☎3736-5590

### 大田地域遺産写真展の作品募集

100年後まで残したい区内の歴史ある建造物や祭礼などの写真(未発表)を募集します。入選作品は区内外の施設で巡回展示します。

●応募規定 六つ切りサイズ、カラープリントで提出。デジタルフォト可。組写真不可(1人3点まで)  
☎写真裏に、〒住所、氏名、電話番号、作品名、撮影年月・場所、写真の上下を記入した紙をテープで貼り、はがき(通信用)1枚を同封し、大田ユネスコ協会事

務局(〒143-0024中央8-15-10)へ郵送。10月31日必着  
☎地域力推進課区民協働・生涯学習担当 ☎5744-1443 ☎5744-1518

### 「地球にやさしいまちづくり」ポスターを描いてみよう!

夏休みの課題として環境について考え、ポスターで表現してみませんか。詳細は区HPをご覧ください。

☑区内在住・在学の小中学生  
☎①区立小中学校の児童・生徒=通学している学校へ申し込み  
☎②①以外=問合せ先へ電話連絡の上、郵送。9月9日必着  
☎環境計画課計画推進・温暖化対策担当 ☎5744-1362 ☎5744-1532



## お知らせ

### 喫煙ルールを守りましょう

公共の場所では喫煙ルールを守り、周囲への配慮を心がけましょう。区では、条例で以下の喫煙ルールを定めています。

- 公園での喫煙禁止
- 周囲の人の受動喫煙防止に努める
- 歩行中、自転車運転中の喫煙禁止
- 吸い殻のポイ捨て禁止

☎環境対策課環境推進担当 ☎5744-1366 ☎5744-1532

### 自転車の盗難に注意!

昨年1年間、区内では2,073件の自転車の盗難が発生しました。自宅の敷地内や駐輪場でも被害が発生しています。区では、条例により令和2年1月1日から自転車の鍵かけを義務化しました。必ず鍵をかけ、自転車を守りましょう。

☎都市基盤管理課交通安全・自転車総合計画担当 ☎5744-1315 ☎5744-1527

### 塀を造る・造り替える際はご注意ください

地震など自然災害に備え、ブロック塀などの重い塀は、生け垣やネットフェンスなどの軽い塀にしましょう。倒壊を最小限にする応急的な補強方法もあります。詳細はお問い合わせください。

☎建築審査課構造審査担当 ☎5744-1389 ☎5744-1557

### 産業支援情報

**1 ビジネスサポート専門家派遣**  
経営の悩みに専門家が事業所を訪問し、無料でアドバイスを行います。

**2 知的財産相談サービス**  
知的財産の相談に弁理士が応じます。

☎毎週水曜 ☎産業プラザ  
◇1・2ともに◇  
☑区内の中小企業・個人事業主  
☎①申込用紙(問合せ先HPから出力可)を問合せ先へFAX。問合せ先HPからも申し込み可  
☎②問合せ先へ電話  
☎(公財)大田区産業振興協会 ☎3733-6144 ☎3733-6459